

開発協力適正会議

第63回会議録

令和4年6月28日（火）
（ハイブリッド開催（対面・WEB））

《議題》

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) インドネシア「ジャカルタ首都圏総合洪水対策計画」（有償）
- (2) タイ「先端科学技術研究能力強化・人材育成計画」（有償）
- (3) スリランカ「感染性廃棄物管理改善計画」（無償）
- (4) モロッコ「ガルブ地域灌漑開発計画」（有償）

2 その他

JICAが管理する無償資金協力支払前資金にかかる対応

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午後 3 時 0 0 分開会

- 弓削座長 それでは、第 6 3 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。
今回の適正会議は、オンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。今回は、全ての委員に会場で御参加いただいています。
また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

(1) インドネシア「ジャカルタ首都圏総合洪水対策計画」(有償)

- 弓削座長 新規採択案件について議論を始めたいと思います。
本日は、事務局から提示された新規採択案件であるインドネシア、タイ、スリランカ、モロッコの 4 件を扱います。
まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。
最初の案件はインドネシア「ジャカルタ首都圏総合洪水対策計画」です。外交的意義の説明に関しては、案件概要書に記載されておりますが、強調すべき点や追加の説明などがあれば、説明者から発言をお願いします。その後、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者 外務省国別開発協力第一課の竹端と申します。
インドネシア「ジャカルタ首都圏総合洪水対策計画」の外交的意義につきましては、基本的には案件概要書に記載させていただいているとおりでございます。
それでは、御質問事項への回答、補足する事項を説明いたします。
- 説明者 まず、西田委員からの、かねてからジャカルタの洪水問題は課題であったが、なぜ今着手するのかという御質問です。
ジャカルタの洪水は長年深刻な課題となっており、1973年にはオランダ政府の支援で洪水マスタープランが策定されました。その後、JICAは1980年代から数回にわたり同マスタープランの改定を支援してきており、直近では2010年に支援しています。このマスタープランで計画された各河川の流量を達成するべく、JICAも地上の放水路や排水機場の整備、河川や排水路の改修、組織能力の強化を支援してきています。

インドネシア政府自身も、同マスタープランに基づき治水投資を実施してきましたが、依然として整備が十分に進んでいない地域が存在しています。インドネシア政府は自己資金で河川の堤防強化を実施していますが、強度不足などにより洪水時に決壊して被害が拡大するという事象も発生しています。

特にジャカルタ首都圏の中心部は、インドネシアの中でも人口・資本が集約している地域です。同地域を流れる河川の拡幅は、大規模な住民移転が伴うため実施が困難です。また、首都機能を維持しながらの大規模工事の実施は、コスト面を含む負担が大きいという事情がございましたので、本事業の対象である同地域の主流河川については、これまで抜本的な洪水対策がなされていませんでした。

このように、インドネシア政府は長年にわたり日本国の支援を得ながらジャカルタの洪水対策に取り組んでまいりました。

そのような状況を踏まえまして、本事業においては、本邦技術の活用も念頭に、首都機能を維持しつつ、かつ住民への負担を最大限回避する形で、これまで抜本的な対策することが困難だった河川における地下放水路、調整池、堰の改善といった対策を実施することで、ジャカルタ首都圏及びその周辺地域における洪水被害リスクを低減させ、同地域、ひいてはインドネシア全体の持続可能な開発に資することを目的としています。

続きまして、西田委員からの、公共事業大臣がJICAに依頼した経緯及び理由をお知らせいただけますかという2番目の御質問です。同様の趣旨で田辺委員からも御質問をいただいております、それらについてお答えします。

経緯としましては、2019年12月31日から2020年1月1日の降雨によりジャカルタ首都圏で大規模な洪水が発生した際、公共事業・国民住宅省大臣から、被災状況や原因分析、既存の洪水対策マスタープランのレビュー及び優先事業の検討依頼がJICAにありました。当時、2017年から2022年にかけて開発計画調査型技術協力「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」を実施してございましたので、その中で、これらの検討を実施いたしました。

そこで選定された優先整備地区及び具体策が本事業の内容となっております、本会議後に予定されている協力準備調査においては、それらの実現可能性を調査・検討いたします。

公共事業大臣といたしましては、直近では2022年4月の水サミットに出席するため来日されるなど、知日派の閣僚として、水分野を含む日本のインフラ支援に期待を寄せている人物です。1960年代からの対インドネシア支援の積み重ねを踏まえた公共事業省・公共事業大臣との良好な関係性が、今回の依頼につながった要因の一つになったとJICAとしては考えています。

一方、2018年9月に中部スラウェシ州で発生した地震・津波に対するJICAの総合的な復興支援が大臣からも高く評価されており、それも今回の依頼につなが

た要因と言えます。本案件は、中部スラウェシ震災復興支援に続き、災害後に日本によってマスタープランから事業の実施まで総合的に支援する2例目の案件と考えております。

続きまして、西田委員からの3点目の御質問、5年に1度規模で発生している近年の大規模洪水による浸水被害・死傷者・避難者数はどの程度削減される見込みなのか。また、その経済効果はどう見積もられているのか。あるいは移転の影響は考慮されているのかにつきましてです。

近年発生した大規模洪水につきまして、2020年の洪水は約40年確率、近年最大となる2007年は約70年確率と算定されております。案件概要書では、これらの大規模洪水も参考に、より抜本的な対策を行うという観点から、100年確率規模の洪水対策による開発効果を想定し記載しております。したがって、委員御指摘の5年に1度の規模の洪水も、これらの対策がなされれば確実に被害軽減がなされることとなります。詳細につきましては、協力準備調査の中で確認することを考えております。

経済効果につきましては、案件概要書に記載の被害額の減少、100年確率の洪水に対する被害額として、約6000百万ドルから1800百万ドルと減少することを記載しておりますが、これは現時点の資産集積状況から2050年の資産分布を想定し算定しております。より詳細な算定につきましては協力準備調査で確認していきたいと考えています。

インドネシア政府は、今後2045年にかけて首都移転を実施することを計画していきまして、これらの移転の規模や内容についてはいまだ不明確な点も多くあります。そのため、現在ジャカルタ首都圏に集積している企業、産業、人口の急速かつ大規模な移転は想定されないことを前提に事業効果を算定しております。今後の事業実施に当たっては、首都移転に係る最新情報を踏まえながら、必要に応じて事業内容や効果指標に反映していきたいと考えております。

西田委員からの御質問の4点目、環境社会配慮カテゴリはBと評価されていますが、首都圏全体を対象とした本案件は規模も大きく、住民移転も示唆されています。また、本案件の対象外かもしれませんが、ジャカルタ湾に流入する水の水質も気になる場所ですという御質問です。

同様の趣旨の質問としまして、宮本委員から、用地取得がある場合にはどれぐらいの面積で、住民移転はどれぐらいを想定しているのか。田辺委員からも、地下放水路建設に当たって地上の土地買収の必要性について質問をされております。

それらについて、お答えします。

まず、カテゴリBの理由につきましては、現時点で確認できている情報として、まず、事業対象地については、国立公園や国指定の保護対象地域に該当せず、また、大規模な非自発的住民移転は想定されておられません。

本事業はジャカルタ首都圏において総合的な洪水対策を行うための４つのコンポーネントから構成されており、各コンポーネントによる環境や社会への望ましくない影響がサイトそのものにしか及ばず、各コンポーネントによる周辺地域への影響は大きくなく通常の方策で対応できると想定されています。また、それぞれのコンポーネントは環境社会への影響が互いに干渉しないとみなし得るほど地理的に十分離れていると考えられます。

以上を踏まえまして、カテゴリBに分類していますが、さらに詳細に説明させていただきます。

住民移転数と用地取得の対象面積になりますが、コンポーネント４つごとに説明させていただきます。

まず、ジャカルタ西部につきましては、放水路の取水口・排水口用の土地（最大５ヘクタール程度）を候補として、住民が居住しない公用地等を確認しておりまして、当該エリアでの大規模な住民移転は想定されておりません。

ジャカルタ東部につきましては、既存河道の拡幅ではなく河床掘削であるため、こちらについても大規模移転は想定されておりません。排水機場及び調節池３つで合計８６ヘクタールの取得を伴うことが想定されておりますが、空き地等の活用が想定されています。

ブカシ川につきましては、３２戸の移転、遊水地用に１４０ヘクタールの用地取得を想定しております。

チサダネ川につきましては、住民移転は想定されておりません。調整池用の２．５ヘクタールの用地取得を想定しています。

田辺委員からの御質問になりますが、本件地下放水路は地下５０メートルの深さに設置予定でして、インドネシアの法令上、地下３０メートルより深い場所については、地上の土地買収や補償は不要ということになっています。

住民移転のプロセスにつきましては、インドネシア政府においてＪＩＣＡガイドライン、あるいはインドネシア側の規制にのっとって、現地においては事業概要や調査内容に関する被影響住民への説明会、環境影響評価及び社会経済調査、補償方法等の調査結果に関する被影響住民への説明会が実施されます。その上で、住民の反対がないことを確認した上で、環境影響評価（ＥＩＡ）及び住民移転・補償計画が承認されるプロセスになっております。

その過程で、並行してＪＩＣＡ側でも各プロセスの妥当性、ＥＩＡ及び住民移転・補償計画の内容の確認を行う予定です。

水質につきましては、大規模な降雨の際、現在は地上で氾濫した雨水の大部分が河口に流れ込むところを本事業によって地下放水路を使って河口へ排水する計画ですので、大きな影響は想定されませんが、厳密には、地上河川と地下放水路で水の河口への流達の仕方が異なってまいりますので、これに応じた堆積土砂、あるいは微生物の

環境などへの影響がある可能性もありますので、それらについては協力準備調査で確認したいと考えております。

長くなりましたが、以上を踏まえて「JICA環境社会配慮確認ガイドライン」（2022年1月公布）に基づけば、本事業はこれに掲げる河川・砂防セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大なものとはならない見込みと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBに分類させていただきます。

- 説明者 続きまして、松本委員からの、せっかく円借款で支援しても地盤沈下や人口移動によって、これらの対策の効果が長続きしない懸念はないのかという御質問です。

委員の御指摘のとおり、洪水の要因は、低平な扇状地である市内を多くの河川が流れ、従来より氾濫を繰り返している地形条件であるところに、地盤沈下、人口の集中といった要素が加わり、問題が深刻化していることです。

地盤沈下については、JICAでは、2017年から「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」を実施して、地下水の汲上抑制等の対策とアクションプランを策定しています。

人口集積・人口集中の問題につきましては、1960年代からインドネシア政府が自ら都市計画マスタープランを策定して随時改定もされていますが、ジャカルタ首都圏の人口流入・集積が過度に進んでしまったのが実態といえます。インドネシア政府としても、国家開発中期政策における重点分野の一つとしてハード・ソフト両面における地域格差是正を掲げており、日本としてもこれを後押しすべく、連結性の強化に資する支援を行っているところです。

また、インドネシア政府が掲げる首都移転事業も、同様の問題意識が念頭にあるといえます。他方で、現在ジャカルタ首都圏に集積する企業・産業・人口の地方への移転は、必ずしも容易ではないことが想定されますので、今後、必要に応じてジャカルタにおける人口流入・集積の実態を踏まえた都市計画に関する支援も検討するべく、インドネシア政府とコミュニケーションを図っていきたいと考えております。

前述のとおり、ジャカルタの洪水問題には非常に複合的な課題がある中で、本事業は、既存河川の流量キャパシティを増加させ、浸水リスクの削減を意図した事業であり、当該流量分の効果は継続すると考えられます。現時点での開発効果は既存の情報に基づき2050年までの人口集積見込を考慮したものですが、気候変動の影響と併せて、地盤沈下や人口集積の影響についても協力準備調査の中で検討していきたいと考えています。

松本委員からの御質問との関連で、竹原委員から、この種の重要プロジェクトは、温室効果ガス削減に向けた取組と併せて実施すべきであるといいただいております。

気候変動対策につきましては、日本の国別開発協力方針でも重点分野に位置づけら

れており、円借款事業として地熱発電所建設や水力発電所建設を行っているほか、再生可能エネルギーの活用・普及に係る制度設計支援や調査等を実施しています。

関連して、道傳委員から、ジャカルタの都市計画のマスタープラン策定支援では、日本はどのような支援を行い、課題解決にはどのような困難が指摘されてきたのかという御質問をいただいております。

日本が実施した都市計画関連事業としては、2014年のジャカルタ首都圏投資促進特別地域マスタープランがございます。本マスタープランでは、ジャカルタ首都圏を投資先として、さらに魅力的、かつ環境と人に優しい地域に発展させることを目的としたものであり、この中でもジャカルタの災害脆弱性、特に周期的に甚大な被害を生じさせている洪水への対応の必要性が指摘されています。

前述のとおり、今後、ジャカルタにおける人口流入・集積の実態を踏まえた都市計画に関する支援も検討するべく、インドネシア政府とコミュニケーションを取っていきたくと考えております。

宮本委員からの、本案件の運営・維持管理体制は「D G W Rを想定」と記載あるが、現時点では明確に決まっていないということかという御質問についてです。

今回の地下放水路は、主とし水資源総局が管理する河川から流入しますが、一部、ジャカルタ特別州政府が管理する河川からの流入も想定しております。具体的な管理体制については、調査の中で明確化した上で、水資源総局とジャカルタ特別州政府間で協議し覚書を結ぶといった対応を想定しています。一般的に日本の事例では、中小河川を含む地下放水路の管理は上位機関が行っておりますので、現状では水資源総局の管理を想定しています。

続きまして、宮本委員からの「中期対外借入計画2020～2024」のインドネシア国内における位置づけについて、この借入計画に組み入れられることは具体的に何を意味するのか、もしくは借入計画策定頻度は5年ごとなのか、あるいは追加的に本事業に織り込まれたものと了解したが、期中見直しの基準について概要で結構なので御説明いただきたいという御質問です。

こちらは、インドネシア政府として借入を行う予定の事業が記載されたものであり、借款の候補を検討する際に、インドネシア政府の借入意思を確認する根拠となります。借入計画は5年ごとに策定されます。本案件は、現行の2020～2024年の計画が策定された2020年7月時点で既に記載されており、途中で追加されたものではございません。

続きまして、弓削座長からの「期待される貢献」の具体的な内容を教えてくださいという御質問につきましてです。

ジャカルタ特別州には、同州内に居住する住民のほか、周辺地区からの通勤・通学者も多数います。また、同州を買い物や公的手続といった日常生活の圏内とする者も含めれば、同州内及び周辺地区間における人の往来は極めて活発になっています。ジ

ジャカルタ特別州とその周辺地区は、実質的に一体の生活・移動圏としてみなすことができます。

都市が年々拡大しておりまして、また、交通網等のインフラネットワークが発達していることも踏まえると、ジャカルタ首都圏中心部ないし郊外のいずれにおいて洪水が発生した場合であっても、連鎖的にジャカルタ首都圏の都市機能・インフラネットワークが麻痺する可能性があります。

以上を踏まえて、本事業においては、ジャカルタ特別州中心部だけでなく郊外も含めた優先地域で対策を講じることにより、都市全体の機能麻痺のリスクを低減する効果として記載をさせていただいております。

道傳委員からの質問につきましては、既に回答済みです。

- 説明者 続きまして、道傳委員からの2つ目の御質問で、インドネシアは11月のG20サミットに、ウクライナに加えロシア招待の意思も示していることは、FOIP推進にとってどのようなチャレンジとなるのかということです。

まず、ロシアについては、本年4月末の日インドネシア首脳会談において、ウクライナ情勢について両国が共に賛成した国連総会決議を想起しつつ、ウクライナに対する軍事攻撃は容認できないこと、いかなる地域でも武力の行使・威嚇による主権や領土一体性の侵害、また、力による一方的な現状変更は認められず、国際法に基づき紛争の平和的解決を求めること等を確認しています。

その上で、日インドネシア両国は、FOIPと、インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)の実現に向けて協力していくことを累次にわたり確認しており、G20の招待国に関するインドネシア側の考え方が、FOIPの推進に直接的な影響を及ぼすとは考えておりません。

続きまして、移転法案が可決し、ヌサンタラへの都市機能移転は、ジャカルタが抱える課題解決にどの程度貢献するとされているのでしょうかという道傳委員からの御質問です。

インドネシア政府は、首都移転により、ジャカルタの約80万～100万人の市民が新首都に移動し、人口過密、交通渋滞、大気・水汚染等の問題に直面するジャカルタの負担軽減に貢献する旨などを説明していると承知しております。

長くなりましたが、説明は以上になります。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

それでは、説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

田辺委員、よろしく申し上げます。

○ 田辺委員 カテゴリBの理由について、もうちょっと詳細に確認したいのですが、この100ヘクタールということ、100ヘクタールと理解しているのですが、この100ヘクタールというところは、トータルで足してなるということなのか、それとも、それぞれ地域だけばらばらなので、100ヘクタールになるけれども、大規模ではないと判断されているか、その辺りを伺えればと思います。

○ 弓削座長 続けて、宮本委員の質問も伺ってよろしいですか。

○ 宮本委員 御説明、どうもありがとうございます。

本件は首都移転、住民移転の実行等々、協力準備調査にて、これらの複合的課題を調査されるということで了解しました。

一方で、100年に1度の確率のところですが、昨今の関東甲信越の梅雨明け、異常気象ばかりで、100年に1回ぐらいの想定外を想定しなければならない時代にあるという点は重々認識していますが、例えばジャカルタ特別州及び周辺地区の3,000万人に貢献するという前提で、100年に1度の確率プロジェクト金額を100とすると、70年に1度の場合、50年に1度の場合では、100が幾らになるのか。要は、過剰投資にならないようなベストな年数の確率になっているのかどうか、なぜ100年に1回なのかというところを質問させてください。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、その2つの質問についての回答をお願いいたします。

○ 説明者 JICAのほうからお答えします。

田辺委員からの御質問につきましては、それぞれのコンポーネントは100ヘクタールに達していないということでカテゴリBとしております。

2点目の質問につきましては、郊外は必ずしも100年確率にする必要はないのではないかという観点もあるが、過去の洪水被害を踏まえ、インドネシア側と協議のうえ、100年確率の規模としています。今回は、これまで対応してこなかった抜本的な対策を講じるものであり、ここで中途半端な対策を行うと、将来的に追加の対策が必要となった場合に、さらにコストが発生する可能性もあります。しかし、宮本委員のおっしゃるとおり、過剰な投資にならないように、協力準備調査で引き続きインドネシアと協議していきたいと思っています。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

田辺委員、どうぞ。

- 田辺委員 今回の部分なのですが、ということは、同じ河川の流域の中でやる工事だけれども、そうすると、河川事業においては、細分化すれば要らないという結論に達してしまうので、そういう考え方がちょっとまずいのではないかなと思います。いかがでしょうか。
- 弓削座長 お返事、お願いいたします。
- 説明者 物理的に離れていれば、全て個別にということではなくて、あくまで今回の対象となるコンポーネントにおいて、互いにどれぐらい影響し合うかということ踏まえた上でグルーピングをして、それぞれにおいて大規模でないということを確認しております。これにつきましては冒頭でも申し上げましたけれども、調査の中でより詳細に確認します。
- 弓削座長 よろしいでしょうか。
次に、松本委員、お願いします。
- 松本委員 最初にいっぱいやりすぎると後の時間がなくなるので、御説明は非常によく分かりましたが、先ほど宮本委員の話にもあったのですが、100年確率という話をまだ続けますかとかいうことを議論したいと思っていて、これだけ温暖化、気候変動だと言っているときに、100年先に我々はどんな生き方をしているだろうか、どんな気象になっているだろうかということが、それほど楽観的に我々の科学の知見が追いつくと考えてやるよりは、むしろこれだけ変わってきている中で、どう対応するのかということをもう少し真剣に議論するほうがいいのではないかと。
つまり、ここで被害額の試算とかを出していただきましたが、2000年に世界銀行とIUCNがやった世界ダム委員会のときの報告書の中で、かなりアメリカの報告に書かれていたのは、対策が取られれば取られるほど人はそこに集まってくるから被害額が増えていくのですと、アメリカのインフラによって様々な洪水対策をすればするほど、実は1回の洪水によって被害額が増えていっているということがあって、もちろん犠牲者は減るのですけれども、被害額という面からいくとどんどん増えていくという議論は20年前にかなり真剣に行われたことがあります。
なので、このやり方も一つだとは思いますが、しかし、我々の知見を生かしてもう少し新たな時代というか、気候変動の時代における洪水対策は多分世界中で必要性が出てきていると思うので、何かそこに対してメッセージが投げかけられるような、ジャカルタのプロジェクトになってほしいと思ったので、もう少し100年確率で議論するというのではない説明の仕方というのがあるとありがたいなと思った

のですけれども、この辺りはいかがでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

- 弓削座長 説明者からのコメントをお願いいたします。
- 説明者 まず、前提として100年確率、あるいは50年確率の場合に、どれぐらいの洪水被害が想定されるかというときには、その前提として将来的な気候変動の影響をどう予測するかということに影響されまして、それはまさに協力準備調査の中で改めて精査しますので、将来50年後、70年後、100年後をどこまで正確に想定するかというのはあるのですが、気候変動の影響もなるべく加味した上でシミュレーションしたいと思っております。
その中で、100年確率がどうなのかというところや、洪水対策をすればするほど人が集まるという御指摘も踏まえ、洪水対策だけをすればいいわけではありませんので、地盤沈下対策ですとか、あるいはジャカルタ都市計画も含めて、いろいろな面で、インドネシアと引き続きコミュニケーションをとっていきたいと考えております。

- 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

今、お話がありましたとおり、このジャカルタの洪水問題は地盤沈下、人口集積、また、気候変動などの複合的な課題が影響しているということがはっきり分かりましたので、これらの影響、そして、それらのお互いの影響についても協力準備調査でしっかりと調べていただいて、この案件の効果が十分得られるように進めていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(2) タイ「先端科学技術研究能力強化・人材育成計画」(有償)

- 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次はタイ「先端科学技術研究能力強化・人材育成計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者 タイ「先端科学技術研究能力強化・人材育成計画」でございます。こちらの外交的意義については、案件概要書に記載させていただいておりますので、委員の先生方からの御質問への回答の中で説明をさせていただければと思っております。
まず、松本委員から、こうした先端科学技術もODAの対象にするとすると、際限なく続くよりよい状態を目指す開発全てを対象とすることになってしまうのではないかと、高度先端技術をODAで支援する妥当性についての御質問をいただいております。

また、西田委員からも関連して、本案件にて提供する先端科学技術研究能力は、日本の研究開発分野の研究力及び産業競争力に対し、どのような影響を及ぼすのか。日本の有する先端技術を他国に供与することの考え方について、御質問をいただいております。

お答えといたしましては、開発ニーズは多様化しており、インフラや基礎的生活分野の支援といった伝統的な分野以外にも様々な支援の要請があります。今回の事例のように、開発途上国が産業の高度化と、それを通じた持続的発展を目指すために、先端科学技術への支援を求めることもございまして、個別具体的な検討を通じ、そうした要請にも適切なODAスキームを活用して支援すべき場合もあると考えております。

タイは約6,000社の日系企業が進出しており、日本にとって重要なサプライチェーンの一部となっています。また、タイとはFOIPに向けて連携していくこと、地域・国際情勢への対応について緊密に協力していくことを確認しています。

他方、タイは「中所得国の罠」からの脱却に向け、産業の高度化を目指す方針を示しております。この事業を通じてタイを支援することは日タイ二国間関係のさらなる強化につながる外交的意義の高いものと考えます。

また、タイは現在ASEANにおける対日調整国を務めており、タイとの関係の強化は日ASEAN協力の視点からも重要と考えております。

なお、タイは世銀の分類上、高中所得国に該当しており、本事業の内容や規模等を踏まえまして、無償資金協力ではなく円借款での支援を想定しております。

なお、本計画によって整備される第3世代放射光施設は最先端の施設ではなく、世界的には1990年代に整備が開始されたもので、東アジアでも広く整備が進められています。日本はこの研究分野において世界トップレベルにあります。このような日本の最先端の技術を導入するわけではありません。日本とタイの間には大きな技術力の差がありまして、本計画が日本の研究力や産業競争力に影響を及ぼす可能性は限定的であると考えています。むしろ日本が関与する形で第3世代放射光施設の整備に協力することで、共同研究等を通じた、日タイの学術・産業界のさらなる連携強化にも貢献するものと考えております。

- 説明者 続きまして、宮本委員からの、第3世代放射光施設の軍事転用の懸念はないのか、軍事転用の懸念あるとするならば、それを阻止する対応案はどうなっているのかという御質問です。こちらについては、西田委員からも同趣旨の質問をいただいております。

開発協力大綱において軍事的用途への使用の回避が規定されており、軍事利用を目的とする事業は円借款の対象としないこととされていることから、融資対象施設を軍事目的に利用しない旨を借入国と書面にて合意済みでございます。

また、本事業実施決定の際に相手国との間で締結する交換公文の中にも軍事目的の

使用を禁止する規程を設けまして、事業実施後も適切に実施監理を行うことで、適正性の確保に努めます。

日本の放射光施設であるSPring-8でも、放射光施設の利用に関する規程を設けることで、平和的利用に限定した運用とされております。同運用なども参考に、シンクロトロン放射光研究所において、軍事利用を回避する利用ガイドラインを設ける等の具体的な対応を協力準備調査で行う予定です。

続きまして、宮本委員からの、第3世代放射光施設の管理・運用体制はどうなるのか、既存の第2世代放射光施設に設置されるのか、人員を含めた陣容等を御説明いただきたいという質問です。竹原委員からも同趣旨の質問をいただいております。

第3世代放射光施設の管理・運用体制は、現在、既存の第2世代放射光施設の管理・運用を担っているシンクロトロン放射光研究所が、同研究所の機能を拡充させる形で担うことを想定しております。

放射光施設の管理・運用に必要な人員としては、加速器やビームラインを扱う研究者・エンジニア、産学連携の促進や施設利用者の相談に乗るコーディネーター、事務職員等が必要となります。どの人材がどの程度必要になるかは、放射光施設の仕様によっても異なりますので、人材育成や能力強化の規模感を含め、タイ側のキャパシティーに合った設計となるよう、詳細を協力準備調査の中で確認します。

続きまして、宮本委員からの質問で「第12次国家経済社会開発計画」の効果を説明してほしい。それから、日タイの学術・産業界の連携の具体例を御説明してほしいということです。

「第12次国家経済社会開発計画」の10の開発戦略の一つとして、科学・技術・研究・イノベーションの推進が定められております。現時点では、同開発計画に対するタイ政府による最終的な政策評価はなされていないものと承知しておりますが、2021年9月時点の成果報告書によりますと、研究開発人材の増加や科学技術インフラの国際競争力の向上等の成果があったものと評価されております。

日タイの学術・産業界の連携の具体例について、シンクロトロン放射光研究所は、本邦研究機関である理化学研究所、名古屋大学、東京工業大学などとMOUを締結し、共同研究等を行っていることを承知しております。本事業により新たな放射光施設整備を通じて、タイと本邦学術機関とのさらなる共同研究の推進や、タイ周辺国に進出している本邦企業による放射光施設の産業研究利用が期待されます。

既存のODA事業としては、現在タイにおいて実施中の円借款案件である「産業人材育成計画」を通じ、2校の高専の学生に対し、日本の高専と同水準の高専教育及び本邦高専への留学機会を提供しており、同計画も日タイの産学官の連携の一例になると認識しております。

その他、タイとの技術協力につきましては「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト」において、タイの大学5校と日本の大学14校を含む40校がメンバ

一となっており、学位取得プログラムや共同研究プログラム等が行われております。

続きまして、弓削座長から、本案件は「製品開発等の産業利用も含め領域横断的に研究開発を支えるものである」とあるが、どのような産業や製品開発に役立つのか具体的に教えていただけますかという質問をいただいております。

放射光施設は、様々な研究領域・分野に活用し得るため、特定の産業や製品開発に用途が限定されるものではございませんが、例えば、材料科学・環境科学・医科学・食品科学等の分野における活用が期待されます。参考情報ですけれども、日本の放射光施設であるSPring-8では、その主要な産業利用の成果として、例えばトヨタによる水素燃料車両の開発、住友ゴム工業による低燃費タイヤの開発、第一三共RDノバーレによる創薬の開発を行った事例等が挙げられます。

続きまして、弓削座長からいただいた2点目で、この案件を進める上での、産官学の各アクターの役割及び三者協力の在り方をどのように想定しているかという質問です。

官・政府レベルのアクターは、高等教育科学技術研究イノベーション省になります。同省が本計画対象地であり、タイの研究開発の拠点であるE E C i 全体の開発を担い、タイの科学技術振興を主導する役割を有しております。

学会のアクターは、放射光施設の研究開発・施設共用を担う機関としてのシンクロナン放射光研究所と、施設利用者としての大学等の研究機関が挙げられます。このうち、シンクロナン放射光研究所は、タイ政府系の研究機関として、放射光施設の整備そのものを担うとともに、学术界・産業界の広範な分野の研究者等に施設を供する役割を有しております。また、大学等の学術機関は、放射光施設を利用して研究を行うことになります。

産業界のアクターは、民間企業が該当します。放射光施設の利用者として、製品開発等の産業研究利用を図ります。

こうした産官学の関係性の中で、シンクロナン放射光研究所は産学連携の促進等も行うなど中核的な役割を有し、学术界・産業界の幅広い研究者等に施設利用がなされる予定です。

続きまして、弓削座長からの、期待される開発効果として「放射光施設を活用した研究による国際論文発表数」の増加が挙げられているが、ある国の国際論文発表数の増減をODA事業による開発効果の指標とした例があればお示しくださいという質問です。

本計画はシンクロナン放射光研究所のみならず、学术界・産業界の幅広い研究者等が施設を利用することから、タイのみならず、国内外の放射光施設利用者による国際論文発表数を指標として想定しております。過去には、モンゴル向け円借款「工学系高等教育支援事業」のほか、インドやインドネシアの案件等において、国際論文発表数の増加を指標とした事例がございますが、これらはいずれも、事業対象施設の学

生や研究者による国際論文発表数の増加を指標としている点で、本計画の指標設定とは異なる部分がございます。

本計画の指標は、タイ側作成のFeasibility Studyに基づき設定しておりますが、協力準備調査の中で、どのような指標設定が適切か、改めて検討を行う予定です。

続きまして、竹原委員からの御質問で、タイの科学技術振興はもとより、日タイの研究開発における将来の連携に資する意義深い案件であると思えます。E E C iにおけるイノベーション特区の整備の進捗は、コロナ等の影響で遅延しているのではないかと思います。現状をお聞かせくださいということです。

宮本委員の3つ目の質問で御回答したとおりですけれども、日タイは既に大学間の共同研究において連携しており、本計画を通じてさらなる連携の促進が図られることを期待しております。

イノベーション特区の整備の進捗は、コロナ等の影響が一定程度あった可能性はございますが、2022年11月の開設を目指して整備が進められていると承知しております。

タイ側によると、2022年にはE E C i事務局のほか、持続可能な技術を活用した製造業研究施設やスマート農業のための研究施設の開設を目指し、翌年以降も、施設整備を段階的に進めていく計画とされております。

また、同E E C i内に位置し、本計画の建設予定地に隣接するウィタヤシリメティ-科学技術大学院大学（V I S T E C）は2015年に設立され、既に卒業生も輩出しており、本計画完成後は、同大学から研究への活用について強い期待が示されております。

- 説明者 続きまして、田辺委員から、D A CのO D A 供与基準所得とタイの卒業見通しを教えてくださいという御質問をいただいております。

D A Cによる援助受取国・地域リストにおいては、国連が定める後発開発途上国と世銀の所得分類に基づく低所得国、低中所得国、高中所得国が対象となっており、2020年の1人当たりの国民総所得が12,695米ドル以下であることが基準となります。

また、世銀の所得分類に基づき3年連続で高所得国となった国・地域は卒業国として本リストから除外されます。

世銀のデータによれば、2020年のタイの1人当たりの国民総所得は7,040米ドルです。2020年は2019年の7,260米ドルから減少しており、現時点で具体的な卒業の見通しを立てることは困難と認識しております。

- 説明者 続きまして、道傳委員からいただきましたA S E A N 諸国、周辺国では必ずしも科学技術の研究、発展は一様ではない。タイを拠点に、高度な先端科学技術の研

究能力強化、人材育成を行うことは、具体的にASEANを含む周辺国にとってどのように裨益することが期待されるのかという質問にお答えします。

御指摘のとおり、ASEAN諸国、周辺国における科学技術の研究、発展は一様ではありませんが、放射光施設について言えば、ASEANにはタイとシンガポールに第2世代放射光施設があるのみであり、第3世代放射光施設を必要とする研究については日中韓、あるいは台湾やオーストラリアなどの施設を利用する必要があります。ASEAN諸国、周辺国における高度な放射光研究ニーズに対応した研究施設・人材の不足という共通課題があるものと考えております。

本計画により、第3世代放射光施設をタイに整備することで、ASEAN諸国、周辺国の高度な放射光研究施設へのアクセシビリティ・利便性が向上するのみならず、既存の放射光施設の開発・運用を通じて放射光研究に係る知見を深めてきたシンクロトロン放射光研究所からの技術支援、あるいは共同研究等を通じ、ASEAN諸国、周辺国の放射光研究能力の底上げに資するものと考えております。

- 説明者 続きまして、道傳委員から、タイは2014年に軍事クーデターが発生して以来、軍と関係の深い政権が続いており、FOIPが民主主義や人権といった価値を共有しているとは言えないという指摘もある中で、日本のタイ外交はどのように構築されるべきかという御質問をいただいております。

御指摘のとおり、タイでは2014年にクーデターが発生しましたが、2019年の総選挙を経て民政復帰しており、総選挙が民主的に実施された点については、日本のみならず欧米各国でも認識が共有されているといえます。タイでは内政の混乱によるクーデターが過去に何度か起きておりますが、その後の総選挙を経て民政復帰し、タイとしても民主主義や人権といった基本的価値を重視する姿勢を示しており、これまでのハイレベルの会談でもその点を確認してきております。先月2回行われた日タイ首脳会談でも、首脳間でFOIPの実現に向けた協力を確認しています。

タイは、約6,000社の日本企業が進出し8万人以上の在留邦人が居住する、我が国にとって東南アジア最大規模の拠点であることを踏まえ、タイとは民主主義等の基本的価値の共有を都度確認しつつ、経済を含む幅広い分野での協力を進めていくことが我が国の国益にとっても重要と考えております。

説明は以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。
説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。
西田委員、よろしく申し上げます。
- 西田委員 ありがとうございます。理解いたしました。

関連することで教えていただきたいのですけれども、最先端ではない先端技術、第3世代の放射光施設ですけれども、これは世界で主流的に使われているということですから、やはり開発途上国にカテゴリーされる国にはどれぐらい、今、この第3世代の放射光施設というのは造られているのでしょうか。

それと、恐らく国がお金をつぎ込んでというのは基本的なのだと思うのですけれども、ほかの国では、いわゆる企業の投資のような形でお金を集めるようなケースもあるのかということが、もし分かれば教えていただけますでしょうか。シンガポールに第2世代までしかなくて、タイに第3世代というのでシンガポールが思うようなところもあるのですけれども、その辺りを教えていただければと思います。

○ 弓削座長 ほかに御質問はありますか。

続けて、宮本委員、よろしく申し上げます。

○ 宮本委員 2点です。

一つは、西田さんの質問と関連しますが、この第3世代の技術というのは、日本からすると最先端ではないということは、タイにとっての賞味期限はどうか、今回、円借款でやるにしても何年ぐらいを視野に入れて、お互いメリットを感じられるようなものなのかというのが1点です。

2点目は、イノベーション特区の開設は、22年、即ち今年の11月を予定しており、産官学の期待される役割等についても御説明いただきましたが、例えばこのイノベーション特区に日本企業を呼び込むような、ODAをより重層的に活用するといったら語弊はあるのでしょうかけれども、ODAを起爆剤にして、日本のスタートアップを呼び込んでいくような議論というか、アクションというのは現状どうなっているのでしょうかという質問です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、お二人の委員の御質問にお答えいただければと思います。

○ 説明者 JICAのほうからお答えさせていただきます。

まず、西田委員からの、ほかの途上国での第3世代放射光施設についてです。ブラジルには第3世代放射光施設がありますが、第3世代の施設は面積を必要とするという点で、シンガポールは必要な面積を取れないという事情があります。

それから、企業の投資で放射光施設を整備できないのかという点について、Spring-8では、例えば日本の自動車メーカーが出資をしてビームラインを開発しています。また、政府内に計画はあると聞いておりますが、ただ、全部を民間投資でというのは難しい。一部連携しながらやっていますということでございます。

それから、宮本委員からの御質問ですけれども、第3世代の放射光施設についてのタイでの賞味期限という点は、日本でもSPring-8が造られたのが97年で、25年ぐらいたっているのですが、いまだに使われておりました、そもそも第4世代と第3世代では使われている光のレベルが違うために、いまだに使えるといたしますか、むしろ第3世代のほうが現状、ニーズがあります。専門家の先生方に伺っても「放射光施設の世代によって光のレベル（輝度）が異なり、用途が異なることから、日本に9か所ある放射光施設もそれぞれ異なる用途で活用されている。」との趣旨の発言をしております。そもそも用途が異なるということでございます。

それから、イノベーション特区における日本企業ですけれども、私自身が視察に行った際に、タイ側から説明を受けた限りでは、日本企業においても安心を持ってアプローチをしてという説明を受けましたし、まさにタイ側も技術を活用されたいと言ってくれていますので、少しでも日本の産業との連携の可能性を探っていきたいと考えています。

私からは以上です。

○ 弓削座長 よろしいでしょうか。

○ 松本委員 1点だけよろしいでしょうか。

○ 弓削座長 松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 手短になのですがすけれども、おっしゃったように、開発というものが持っている幅が広がってきている中で、この委員会自体は英語名でアカウントビリティという言葉を使っている、やはり理解してほしいのは納税者の人たちであったり、国民であったりすると思うのです。

やはりその人たちに向けて先端科学技術研究能力強化ということでこの事業を説明する、タイトルがそうなっているのですが、それを使って、どのようにするのか。つまり、タイ、あるいはこの地域のどんな開発につながるのかというところが前に出たほうがいい。要するに今のような議論になってしまうのです。第3世代は何ですかとか、何に使うのですか、広い範囲ですとか、例えば納税者に向かってそう説明されてもちょっと困るなと思ったので、御説明を伺うと何となく分かってくるのですけれども、やはりこれは何のためなのだろうかということが分かるようなタイトルをつけるような感じでいかないといけないなと思いました。本題と離れるかもしれませんが、そのように思った次第です。

○ 弓削座長 説明者からコメントはありますかでしょうか。

○ 説明者 まさに今御指摘いただいてごもっともだと感じました。まさにこの支援の目的は、究極的には、タイでの取組を通じて中進国からの脱却、産業を高度化したいということであり、それを支えるというところがございまして、もう少し分かりやすい説明をしたいと思っております。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

この案件に関しては、技術レベルに関することも含めて、いろいろな御説明をいただきましてありがとうございます。その上で、軍事利用を回避するための具体的な対応ですとか、第3世代放射光施設の管理、運営体制の確認、それから、開発効果の適切な指標設定の検討なども課題として挙がりましたので、それらも含めて協力準備調査を行っていただければと思います。よろしく願いいたします。

(3) スリランカ「感染性廃棄物管理改善計画」(無償)

○ 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次は、スリランカ「感染性廃棄物管理改善計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 外交的意義はお配りした案件概要書に記載しておりますが、特に強調したい点について補足で御説明いたします。

スリランカは伝統的な親日国であり、1952年の国交樹立以来、我が国は同国との友好関係を維持してきました。また、同国は、我が国にとって「自由で開かれたインド太平洋」の観点から、地政学的な重要性を有しています。

我が国は、これまで、世界全体の新型コロナウイルス感染症の収束のために包括的な支援を実施してきましたが、新型コロナウイルスの流行が急性期を過ぎた後を見据えた支援として、ワクチン接種データ管理、国境管理体制、感染性廃棄物処理の3つの柱に焦点を当てた支援をインド太平洋地域を中心に実施していくことを、先月、林外務大臣から発表しました。本件は、3つの柱のうちの、感染性廃棄物処理に焦点を当てた案件でございまして、我が国として、新型コロナウイルス感染症危機の一日も早い克服のための国際社会の取組を主導していくものであります。

特に、スリランカは、現在、債務問題に端を発する経済・社会的状況の悪化の中にありまして、新型コロナウイルス感染症の問題に自国のみで対応することが困難となっているところ、本件を通じて我が国がスリランカの新型コロナウイルス感染症危機の克服を支援することは、二国間関係の観点からも外交的意義が大きいと考えます。

続いて、委員の皆様からいただいた質問に対して回答を申し上げます。

- 説明者 まず、宮本委員からいただいた御質問にお答えします。今回機材供与を予定している医療機関の数の割合について御質問をいただきました。また、弓削座長からも同趣旨のコメントをいただいております。

スリランカ全土の公立病院23か所を対象に協力準備調査を実施いたしまして、その中から10～20か所の病院を支援対象として選定します。調査対象となる病院の種類は、三次医療提供、保健人材の育成を担う教育病院といった大規模なもの、地方都市の基幹的病院といった中規模なものなどが含まれまして、そのうち基幹病院が14か所と大半を占めております。調査対象病院の選定に際しては、スリランカ保健省と協議の上、ほかの開発パートナーによる支援との重複回避や、過去の日本の技術協力との相乗効果も念頭に選定しました。

仮に、20病院への支援を想定した場合には、スリランカ全体の医療機関の数、これは基幹病院の約15%に相当するものと試算いたします。無害化処理比率については現時点で統計情報を確認できておりませんが、調査対象病院における現時点での無害化処理比率を調査いたしまして、支援対象病院と、その病院が感染性廃棄物処理を引き受けている周辺病院への裨益効果を具体的に推定し目標値を設定します。

続きまして、宮本委員からいただきました運営・維持管理の責任についてお答えいたします。

運営・維持管理の責任は各医療施設にございます。ただし、スリランカでは公共医療機関における医療サービスは原則無料となっております。医療施設には施設の維持管理費用を捻出する収入がございませんので、公共医療機関の監督責任を有するスリランカ保健省が維持管理予算を各医療施設に配分しております。

続きまして、宮本委員から、感染症の予防、減少についての御質問でございます。併せてスリランカ政府が行っております新型コロナウイルス対応強化プロジェクトについて回答を申し上げます。

スリランカ国内の新型コロナウイルスの感染状況については、累計感染者数は66万人、累計の死者数が1万6000人を超えています。2022年5月23日現在の数字でございます。これに対して、スリランカ政府は感染拡大抑制のためにワクチン接種を推進いたしまして、12歳以上の国民のうち82%が2回目接種を済ませております。3回目接種を済ませた者が55%になってございます。本年3月以降、新規感染者数は減少に転じていますが、引き続き予断を許さない状況にあります。

JICAが実施しております技術協力「新型コロナウイルス対応強化プロジェクト」は2021年5月～2023年3月にかけて行っておるものでございますが、スリランカの新型コロナウイルス感染者の受入病院に指定されている9つの拠点病院を対象に、新型コロナウイルス感染症対応に必要な医療資機材の供与及び技術支援を行って

ございます。

これまでに感染症対策に係る資機材としまして人工呼吸器、ICUベッド、血液ガス分析器、PCRラボなど必要機材一式を供与しており、2022年度中に全ての機材供与を完了する予定になっております。技術支援としては、対象病院医療従事者向けに、日本の医療機関・専門家の協力を得まして、院内感染予防等に関する遠隔セミナーを実施してございます。

続きまして、スリランカ保健省の策定した新型コロナウイルス対策計画である「Sri Lanka Preparedness & Response Plan COVID 19」について説明いたします。

第1に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、その影響を最小限にすること。

第2に、人から人への感染を防止し、感染者の早期の発見を徹底すること。

第3に、重要なリスクや情報等を発信し、全てのコミュニティーへの誤報を防ぐこと。

第4に、マルチセクターの協力を促進し包括的なアプローチを実施し影響を緩和することを目標として掲げまして、新型コロナウイルス感染症に対応するための緊急体制の強化、公衆衛生の徹底、医療機関における感染者受入体制の強化などを優先対策としています。こちらのスリランカの計画の進捗に関する公表情報は今のところございませんけれども、スリランカ政府とWHOは定期的に会合を持ちまして、スリランカ国内におけます感染症の状況や対策等について適宜協議を行っていることと承知しています。

弓削座長からの御質問については、先ほど回答をさしあげました。

竹原委員からの御質問に移らせていただきます。

第1点目、スリランカの政治・経済の混乱について御質問を頂戴いたしました。また、道傳委員、松本委員からも関連の御質問をいただいております。

スリランカの現地情勢ですけれども、各報道がなされているところでございますが、本案件の実施に与える影響につきまして、まずはスリランカに渡航しますJICA事業従事者全員に対して治安情勢に係る情報収集の強化を含め、注意喚起を行ってございます。加えまして、JICAのスリランカ事務所から安全管理情報を適宜発信いたしまして、安全対策の強化に努めております。

また、JICAと契約関係にある事業従事者のスリランカへの渡航に際しましては、JICAにて最新の現地情勢に鑑みて1件ずつ可否を決定しています。現地の治安状況が悪化するような場合には、日本大使館とも緊密に相談し、事業従事者の安全については万全を期してございます。

今後の現地情勢の見通しにつきまして予断することは非常に難しいのですが、現在、スリランカ国内でガソリン不足で病院訪問・調査が困難になるというような事態も想定しまして、現地情勢に応じて柔軟に調査を実施できるよう現地要員を雇用する、また、調査期間も長く確保することで協力準備調査は実施可能と考えています。

また、外貨の割り当ての制約から輸入制限が行われているところがございますけれども、本案件の資材の調達及び事業完了後のスペアパーツ等の入手等に対して、何かしらの問題が発生するような場合には、日本大使館とともにスリランカに対して働きかけを行うなどの対策を講じております。

最後に、焼却炉・滅菌装置が実際に設置された後に、燃料不足がもたらす影響につきましては、スリランカ保健省も全国的な燃料不足の中で、焼却炉や自家発電用の軽油を配布するなど、できる限りの手立てを講じているものと承知しています。協力準備調査におきまして、スリランカ側に対して必要な燃料の確保を行いまして、本事業が想定される効果を発現できるよう改めて要請します。

- 説明者 続きまして、田辺委員からいただいた御質問についてお答えします。スリランカのデフォルトを踏まえて、円借款の供与残高と今後の対処方針を教えてくださいという質問をいただきました。

対スリランカ円借款の債務の全体額は、2022年3月末時点で約3700億円です。今後の対応につきましては、まずはスリランカの状況やIMFとの協議の動向を見極めて、スリランカ及びほかのドナー・国際機関などとも協議しつつ検討していく所存でございます。

続きまして、田辺委員からの2問目です。食糧や医療の問題の深刻さが指摘される中で、この案件の優先度は如何という御質問をいただきました。

御指摘のとおり、スリランカは外貨準備高の減少により医薬品・食品などの必需品の輸入が困難となり、人道状況が悪化しています。日本も、そうした状況に対応すべく、先月20日、UNICEF及びWFP経由での医薬品と食料の支援を決定いたしまして、現在実施をしているところです。

他方で、スリランカにおける新型コロナウイルスの感染状況は、現在、新規感染者数は減少に転じてはいるものの、引き続き予断を許さない状況でございまして、現下の経済危機によって医療危機が深刻化している状況も踏まえますと、スリランカにおいて適切な対応がとられていない感染性廃棄物管理分野を含む感染症対策も、引き続き喫緊かつ重要な課題だと考えております。現下の経済状況において、スリランカ政府自身がそうした喫緊の課題に取り組むことが困難であるからこそ、食料、医薬品といったニーズには別途対応しつつ、日本として、この支援を実施することの優先度は引き続き高いと考えております。

続きまして、道傳委員の支援実施面での制約についての御質問ですがけれども、これは先ほどの竹原委員の御質問にて回答させていただきました。

道傳委員からの2つ目の質問でございます。東南アジア、南アジアにおいて、各国とのそれぞれとの関係構築に腐心するスリランカに対して、本案件のような時宜を得た支援を実施することに外交的意義を見出すときに、相手側に伝えることは何かとい

う御質問を頂戴いたしました。

中国やロシアによる力による一方的な現状変更の試み、また、法の支配などの普遍的価値やルールに基づく国際秩序に対する挑戦が厳しさを増す中で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を進めていくことの重要性が一層増していると考えております。

スリランカは、日本にとって法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序をインド太平洋地域に構築し「自由で開かれたインド太平洋」を実現するための重要なパートナーです。この案件は、長年、国際社会における人間の安全保障の取組をリードし、「誰の健康も取り残さない」との理念の下で、新型コロナ対策を含む感染症対策に取り組んできた日本ならではの強みを生かした支援でもあると考えます。

スリランカが現在、経済的・社会的に困難な状況にあるからこそ、スリランカ政府だけでは対応しきれない感染性廃棄物管理分野を含む新型コロナ感染症対策を日本の支援によって実施することは、一層時宜を得たものだと考えます。こうした支援を実施していくに当たり、スリランカに対しては、日本はこれまでもスリランカを長年にわたり支援してきており、この困難な状況にあっても様々な支援の手をさしのべていることを示しつつ、現在の困難な経済・社会状況を真に乗り越えるためには、スリランカ政府自身の取り組みによって、IMFとの交渉や債権者との債務協議を加速するとともに、自国の経済・財政の構造を改革していくことが重要であるというメッセージを伝えていくことも必要なことであると考えています。

続きまして、西田委員から、スリランカの状況と今後の見通し、実施中の本邦協力案件への影響への御質問をいただきました。

スリランカにおいては、本年3月以降、経済状況の悪化を契機とした生活必需品の不足や燃料の不足などにより、政府に対する国民の不満が高まり、抗議活動が発生しています。こうした中、5月9日に首相が辞任し、12日に新しい首相が任命されました。今後の見通しについては予断を持ってお答えすることは難しいのですが、我が国としては、現地の大使館を通じて、スリランカ政府関係者及び現地の他国大使館、国際機関などからの情報収集を行いつつ、引き続き状況を注視しているところです。

現在実施中の案件への影響に関して申し上げますと、円借款案件については、スリランカ政府が、4月12日に対外債務の支払いを一時的に停止する旨を発表しておりまして、借入国が債務支払いを延滞した場合には、借入国側との間で同意した手続に従ってJICAはディスバースの停止を含む債権保全措置を執ることが可能となっていることから、個々の案件についての具体的な対応ぶりについては、現在検討をしているところでございます。

同時に、既に実施中の無償資金協力や技術協力については引き続き実施を続けていくほか、先ほど申し上げた現下のスリランカの人道状況の悪化に鑑み、先月、新たに合計300万ドルの緊急無償資金協力も決定いたしました。具体的にはUNICEF

経由で主に小児科・産科で必要とされる医薬品の供与、WFP経由で食料支援を実施してまいります。

次に、西田委員からいただいた2つ目の質問です。スリランカの混乱に対して、日本との比較において主要国はどのような対応を取っているかという御質問です。

日本は先ほど申し上げたとおり、スリランカの人道状況の悪化に鑑み、医薬品と食料を供与するため、UNICEF及びWFP経由で合計300万ドルの緊急無償資金協力を行っています。

ほかの主要国も様々の支援を実施していると承知しています。例えば米国及び豪州は医療支援や食料支援を実施しており、インドは必需品や石油製品購入のためのクレジット・ラインを提供しており、また、中国は通貨スワップや医薬品・食料・燃料などのための無償資金協力を行っていると承知しております。

松本委員からいただいたスリランカの状況に鑑みた支援については、竹原委員のところで御回答いたしました。

説明者からは以上でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。松本委員、お願いいたします。

○ 松本委員 御説明ありがとうございました。

大きな疑問というよりも、まさにおっしゃったように、困難な状況だからこそ支援をするとおっしゃって、それも何回かおっしゃっていて、当然それはあるなと思っていて、一方、困難な状況だから避けるべきこともあると思うのです。やはりそこが今委員から出ているコメント・質問との関係で重要だと思っているのは、例えば医薬品が足りないであろうとか、小児科のほうで足りない、これは多分困難だからこそ、そこは支援をしなくてはいけないということだと思うのです。

一方、本件がどうかということだと思うのです。例えば機材であるとか、あるいは燃料であるとか、非常にたくさん使うわけではないと思いますが、本来、民生のそういう基礎的なところに行かなくてはいけないものを、この施設が取ってしまわないか、あるいはその基本的な現地政府の財政をそちらのメンテナンスに使わないだろうかということがちょっと心配である。あるいはそれを適切に運用できるかどうか心配であるということで、恐らく委員は私を含めて困難な状況だから支援するということは全く否定していないのですけれども、本件が本当に困難だから支援することなのか、優先順位としてというところだと思うのですが、もう一度、大きな話で申し訳ないのですけれども、その点についてお答えいただくと大変ありがたいと思います。

- 弓削座長 ありがとうございます。

宮本委員、続けてどうぞ。

- 宮本委員 非常にミクロな視点からのコメントとお願いです。

本件は、日本ならではの観点で、5S-KAIZEN-TQMをパッケージとして組み込むものであり前職時代、5S-KAIZEN-TQMに携わっていた者として非常に素晴らしく、頼もしく感じた次第です。

ただ、本件の維持管理体制のところ、先ほど保健省がという御説明がございました。こういった5S-KAIZEN-TQMを展開するときは、現場の方がもちろん重要な役割を果たしますが、やはりトップ、要は民間企業でいう社長さんがしっかり現場のことを理解して、コミットすることが不可欠です。今回、保健省は財務面で管理費を配分するとも書かれているので、この辺りが非常に心配になりました。

あと、カンボジアでの事業評価というところで、5S-KAIZEN-TQMを挙げられていますが、今回、ホンジュラスも類似案件であるものの、ホンジュラスのところでの記載は、この5S-KAIZEN-TQMが入っていません。今後は、日本ならではの視点でやっていくのであれば、やはり日本のパッケージとして組み入れていく、5Sのうちの一つのSはしつけ、Disciplineが入っており、ぜひお願いしたいです。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、お二人からの質問にお答えいただければと思います。

- 説明者 ありがとうございます。まず、最初の御質問のほうからですけれども、まさに本件は優先順位の問題であるという御質問だと理解しました。この分野の対策については、スリランカ自身もやらなければならないことだと考えていて、新型コロナ対策の観点からも非常に重要であると考えていると理解しています。

一方で、日本としては、林大臣からも発表したとおり、コロナが急性期を過ぎた後の支援として、この三本柱を立てて日本ならではの感染症対策の支援をしていこうと考えているところでございます。

現場で起きていることとして、医薬品や食料品等の足りないものに対する支援、これについては日本も緊急無償資金協力を通じて支援しておりますし、ほかの国もその分野に支援しております。ただ、全ての国がそこだけを支援していればいいのかというと、それはそういうことでもなくて、今後を考えた時に、それ以外の分野についても支援をやっていかなければいけないと考えております。そういう意味では、日本としては、緊急支援も行うと同時に、そのほかの支援もやっていかなければならないと、

我々も悩んだ結果、このタイミングでこの支援を進めていくことが重要であるとの結論に至ったところでございます。

○ 説明者 続けて回答いたします。

5S-KAIZEN-TQMの取り組みについて評価をいただきありがとうございます。今回の冒頭の説明者からの回答というところでは、燃料の逼迫という現状にフォーカスしましたけれども、5SKAIZEN-TQMの考えは保健省を含めスリランカにおいて広く認知されていると承知しています。5S-KAIZEN-TQMに関する人材育成の組織というものを自ら立ち上げたりもしております。この点スリランカ政府としても自負しているところでございまして、国際会議でスリランカの取り組みを国際場裏で発信してもおります。以上のようなことも踏まえまして委員のご懸念には及ばないと考えます。

2つ目のホンジュラス関係のところについては、資料の準備のところでのフォーカスというところで何かしらの事情があったのか、5S-KAIZEN-TQM手法に言及がなかった経緯は承知しておりませんが、担当部署には委員のご指摘を共有いたします。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 御回答ありがとうございます。

私が申し上げたかったのは、この件はどちらかという困難だからこそ支援することではないと思ったのに困難だから支援するとおっしゃって、出てきたのが医薬品だったり、それはそうだなと思うものが例として出てきた。つまり議論のすげ替えがあるのではないかなと思って改めてお尋ねしたのです。これは我々も時々使うこととして、これはそうですよねと言って実は別のことを言っていることは時々あることです。なので、やはり困難なときでもやる必要があるかどうかだと思っています。

そう考えたときに、私もそうですが複数の委員の方々から出ているのは、この困難な時期のときにやるには、いろいろと考えなくてはいけないことがあるのではないのでしょうかという質問が出ているように私は受け取り、私もそこが危惧しているところなので、林大臣の件はありましたけれども、その辺りを慎重に、日本とスリランカの関係性をいいものにしていくというのはそのとおりでしょうけれども、そのときに、どの手段がいいのか、困難だからこそ、このときにやってもらって助かったということのほうが、私はそっちのほうがいいのではないかなと思って、今のような御意見をさせていただいたということで、おっしゃったことはよく分かりました。

○ 弓削座長 説明者のほうから何かコメントはありますでしょうか。

○ 説明者 ありがとうございます。

御指摘の点も踏まえまして、どういう支援を今後やっていくのか。あるいは支援に限らず、どういうことをスリランカ政府とコミュニケーションするべきかということについては我々もよく考えつつ、また、スリランカ政府ともよくコミュニケーションしながら、どういうことが二国間関係のためになる、スリランカのためになるのかというはよく考えていきたいと思います。

○ 植野局長 ちょっと補足を、松本委員の御指摘はよく分かります。日本とスリランカとの関係、それから、スリランカの現状を考えたときに、いろいろな見方があると思うのですが、スリランカが地理的に、まさにFOIPの一番大事なところに位置していて、日本とスリランカの関係も歴史的にも非常につながりの深い国ですし、スリランカとの関係を大事にしていきたいというのがあります。だから、これまで、さまざまな支援をしてきた。

一方で、スリランカの経済状況が非常に悪くなっていて、円借款の対応についての御質問もありましたけれども、実態としては、今回の危機が始まる前から相当債務状況が悪いので、新しい円借款についてはスリランカに出すのは難しいだろうなということで、このところ円借款については供与していない。

一方で、スリランカのベーシック・ヒューマン・ニーズ的な需要に対応するために、説明の中でもありましたけれども、無償資金協力と技術協力についてはこれまでも実施してきているし、これからも実施していくつもりでいる。多分、皆さんの御関心は、燃料が少ないとか、食料が足りないとか、薬がないとか、暴動が起きているようなときに、この話は大事だからといって、言い方は悪いかもしれませんが、ビジネス・アズ・ユージュアルで、この案件は本当にやるのですかと、もっと優先してやるべきことがあるのではないのですかということだと思っております。そこはそうなのです。

もっと優先してやるべきことというのは、今、本当に薬がない、それから、食べるものがないというスリランカの人たちに対しては、先ほど課長からも申し上げたように、追加的に緊急無償資金協力という形で医薬品や食料の支援をしています。こういうもともと準備してきた案件を一時ストップして、例えばその予算まで使って、さらに緊急無償資金協力をやるかというのはあるかと思うのですが、そこは我々も懐がそんなに大きなわけではないので、無制限にスリランカだけに支援するわけにもいかないです。

他方で、既存の案件を全部ストップしてまで財源をつけなければいけないほど財源が限られているわけではないので、もしスリランカの医薬品とか、食料の事情が引き続き非常に困難だということであれば、追加で緊急無償を考える余地はまだあります。

この案件、一体幾らの案件か僕もちょっと正確に知らないのですが、無償資金協力なので、そんなに何百億という話ではないし、御説明にありましたように、これから23か所の病院を調べて行って、最大でも20か所の病院に、ここにあるような焼却炉と滅菌装置を出すということなので、燃料がないといっても20か所の病院で焼却量に使う重油とか、滅菌装置を動かす電気の量はたかが知れているわけです。

しかも、今回の会議で御議論いただいて、いいですよということであれば、これからスリランカ側とさらに調整をして、閣議請議をして、交換公文を締結して、それから調達に入るわけですから、実際にこの案件が完成して、スリランカのそれぞれの病院にこういう装置が入るといのは、実際にはかなり先、1年程度先のことになっていって、1年先のスリランカの状況はどうなっているかといのは、予想は難しいですが、我々としては1年ぐらいたてばスリランカの状況が落ち着いていけるように、そっちはそっちで別途頑張る。スリランカ側といろいろ話して、IMFと早く話をまとめて、IMFから融資を取りつけて、それでいろいろな経済改革とか制度の改革をしてもらって、今の危機を脱しているような状況でいてほしいなということなのです。

ですから、今必要だからやりますという説明よりは、今本当に必要なもの、食料なり薬品なりをスリランカに出しても、なおこれを続けるだけの余力はあるという判断で、これが例えば500億円の円借款の案件だとすると、今、そんなことをやってる場合ではないだろうといのはそのとおりだと思いますけれども、無償資金協力で、かつそんなに規模も大きくないし、現にコロナ対策はどの国もすごく大変で、国によってはコロナの関係で使った物資を捨てるに捨てられなくて、病院の中に何かそのまま保管しているというところもたくさんあるので、それはそれで対策を取ってあげなくては行けないかなということなのです。

今一番必要なものについては、別のやり方できちんと対応するし、スリランカの状況自体が落ち着くという意味では、スリランカ政府とも、あるいはIMFとも我々も話しますし、その一方で、これは今から準備をしておいて、実際にもものが届くようになるまでには、現地の状況が落ち着いているように希望する。もし、これが現地に届いたときに、本当に電気も油もなくて、こんな焼却炉とかを使っている場合ではないということであれば、焼却炉をしばらく置いておいて、ちゃんと使えるように保全してもらおう、そういう対策を講じるということなのだろうなと思います。

こういう説明だったら多少はいいですか。

- 弓削座長 大変貴重な御説明をいただきありがとうございます。
- 松本委員 つまり通常の支援をした方がいいよね、その中で現状を踏まえて、必要性和規模とかを考えると、この案件が今のところ適切であるというように、私は理解し

て、それは一つの説明として理解いたします。

- 弓削座長 よろしいでしょうか。

スリランカの現在の経済的・社会的な困難、それから、治安状況も踏まえた上で適切な対策を取りながら、また、維持管理体制についてもしっかりと調べること、協力準備調査を実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(4) モロッコ「ガルブ地域灌漑開発計画」(有償)

- 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次はモロッコ「ガルブ地域灌漑開発計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。時間が結構押していますので、よろしくお願いいたします。

- 説明者 続きまして、モロッコ「ガルブ地域灌漑開発計画」の外交的意義を簡単に説明させていただければと思います。時間もありますので、手元の案件概要書の記載に加えまして2点ほど補足させていただければと思います。

近年、干ばつが常態化しているモロッコにおいて、本事業を通じて灌漑用地の拡大を図ることによりまして、途上国において気候変動対策を積極的に支援していければと思っています。

2点目で、竹原委員から御指摘いただいておりますけれども、国際社会問題となっているロシアによるウクライナへの侵略の影響により、世界的に穀物需給のバランスが崩れ、今後、その影響が拡大・長期化する可能性もある中で、本事業は、モロッコの食糧自給の観点などから、より重要な意味を持つ可能性があると考えており、非常に時宜を得たものであると考えています。

それでは、委員の皆様からの質問に対して、回答させていただければと思います。

- 説明者 初めに、弓削座長からいただきました1つ目の質問です。モロッコの国家飲料水供給・灌漑プログラムにおいて、ガルブ地域は灌漑開発の優先地域とされているとのことですが、ガルブ地域が支援の対象地域とされた理由について御質問をいただきました。

そちらにつきましては、モロッコ政府は国家飲料水供給・灌漑プログラムで2つの地域と3つの都市を優先地域とされています。その中で、ガルブ地域は豊富な水源を有する流域に属しておりまして、水源としてモロッコ最大のALWAHDAダムが操業されており、本年3月の全国的な干ばつの際には、総貯水量の55%を維持するなど一定の水量を維持していたことに加え、約22万ヘクタールが灌漑用地として利用

できると見積もられているものの、現状では、その半分に当たる約11万ヘクタールは未整備であることなどから、今後モロッコ国内で灌漑エリアを整備する際のモデル地域となる可能性にも着目し、支援対象としました。

続きまして、弓削座長からいただきました2つ目の御質問についてです。農家約3,600世帯約1.5万人が直接裨益する点に関して、どの程度の収入増が期待されるのかという質問をいただいております。

モロッコ政府が2020年6月時点で、当該地域における節水灌漑用地の拡大後の作物栽培計画を立てており、それによりますと、収量につきましては高収益な作物である果樹は5倍、同じく高収益作物の野菜は3倍、その他の豆類は2.5倍、工芸作物は1.5倍の増産となることが予定されており、ガルブ地域全体で見ますと、農業収益が約2倍に増加することが想定されています。

続きまして、竹原委員からの御質問にお答えします。

ロシアのウクライナ侵攻により、世界的な食糧需給バランスが崩れる中、主食等で多く消費する諸国・地域が大きな影響を受けております。御指摘のとおり、モロッコは小麦やトウモロコシなどの穀物について、輸入量の20%をロシア及びウクライナからの輸入に依存しており、既に小麦等の価格上昇が起きています。

2020年6月時点のモロッコ政府の農作物の栽培計画では、ガルブ地域での小麦生産については3割ほど減産し、高収益作物である果物や野菜に転換を図る予定となっていました。しかしながら、情勢を踏まえまして、モロッコ政府として、中長期的な自給率の改善等を目指し、本事業の対象地域で栽培される作物種の変更を検討する可能性はあると考えており、今後モロッコ側にニーズを確認していきます。

続きまして、田辺委員から、灌漑施設の改修・新設とのことだが、水使用量はトータルで増加することになり、水資源を枯渇させないか、ガルブ地域には水利用の余力はあるのかという御質問をいただいております。

ガルブ地域はモロッコ国内で最も豊富な水源を有する流域の一つに属し、近年の干ばつ時においても一定の水量を維持したことなどから、灌漑用地を増やしても十分な水量を供給できると判断しております。また、本事業は農家の節水意識を促す活動などを通じて、水資源の有効活用を図る想定です。

続きまして、道傳委員からの環境社会配慮カテゴリがAに分類される根拠を教えてくださいという質問です。また、西田委員、松本委員からも同じような趣旨のコメントを頂戴しております。

JICAの環境社会配慮ガイドラインに記載の影響を及ぼしやすいセクターの例示として、農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）に該当するため、カテゴリはAとなっています。具体的には、本事業では約11キロメートルの灌漑幹線水路の建設及び約30,000ヘクタールに及ぶ灌漑施設の改修・新設を行うなど、その対象範囲が広大であるためです。また、上流域での水路建設に伴う下流域生態系への影響や、灌漑

施設の改修・新設期間中における農業活動への影響なども想定されています。

仮にこうした環境面での影響が懸念される場合、過去の類似案件においては、土壌流出による濁水防止措置、資材・機器・燃料の水流からの隔離、低排出型車両・機材の使用、工事時間帯の制限などの対策が取られています。

なお、現時点では、非自発的な住民移転は想定されていません。また、土地収用が行われる場合は、モロッコ政府により JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿った補償が行われることとなります。

続きまして、松本委員からの 1 つ目の質問です。モロッコで水産業で収入を得ている人口の割合について御質問をいただきました。

地方部に限定したデータ分類は確認できませんでしたが、全国的には、間接雇用も含めて労働人口の 5.7% (約 66 万人) が水産業より収入を得ています。

続きまして、松本委員の 2 つ目の質問です。節水灌漑設備はどのような設備かといった点、また、シリアの報告書によれば「灌漑面で節水を進めるアプローチとして、外的強制力による統制あるいは規制に基づく方策と、農家自身の主体的行動による無駄水の軽減あるいは節水が可能となるような環境整備に向けた方策の 2 種類に大別され、前者だけの方法で節水を進めるのは困難」と記載されている。この点について、モロッコの計画ではどのように克服できると考えているかという質問でございます。

まず、節水灌漑設備につきましては、灌漑水路からポンプなどでくみ上げてタンクにためた水を農地までホース等で移送し、文字どおり点滴のように作物の根本に滴下する点滴灌漑設備を想定しています。

また、御指摘のシリアの報告書に記載の 2 つの方策のうち、本事業では後者に当たる農家自身の主体的行動により節水が可能となるような環境整備に向けた方策を採用しています。具体的には、本事業では、まず、点滴灌漑設備を整備し、節水灌漑に関する研修事業を通じて、モロッコ側の実施機関に節水灌漑技術や水利組合機能の強化のためのノウハウの移転等を行い、さらに実際のコストを反映した水道料金の適正な設定を行う計画であります。これらの取組により、農家自身の主体的行動による無駄水の軽減あるいは節水の実現を目指したいと考えています。

続きまして、宮本委員からの 1 つ目の御質問です。本案件により、節水灌漑整備が 1 万ヘクタールから 3 万ヘクタールへ拡大とあるが、これはモロッコ政府のプログラムで設定した灌漑農地拡大計画の中で、どれくらいの比率を占めるものかという御質問をいただきました。

これに関しまして、案件概要書の 24 ページ目の 2 ポツの (2) の 2 パラ目の 8 行目に「2030 年までに節水灌漑用地を全灌漑農地の 60% に到達させる」と記載しておりましたが、「2030 年までに」は「2027 年までに」の誤りでしたので、訂正いたします。

また、本事業は、もともと灌漑施設は整備されていたものの節水灌漑施設ではない

10,000ヘクタールを節水灌漑用地に改修し、天水農業を行っていた20,000ヘクタールを新たに節水灌漑用地とする計画となります。したがって、案件概要書の24ページ目の期待される開発効果、具体的な箇所としましては、3ポツ(1)②の1行目になりますが「節水灌漑整備(灌漑面積:10,000ヘクタールから30,000ヘクタール)」という現在の記載を「節水灌漑整備(面積:0ヘクタールから30,000ヘクタール)」に修正させていただきます。

その上で、宮本委員からいただいた御質問の、本事業の節水灌漑用地の増加比率への貢献度についてお答えします。モロッコ政府の計画では、2019年における全灌漑用地約157万ヘクタールに占める節水灌漑用地の面積約79万ヘクタールを、2027年までに約94万ヘクタールへと15万ヘクタール増加する計画であります。本事業の対象とする既存の灌漑用地は、この増加計画の約6.7%を担うこととなります。

続きまして、宮本委員からいただきました2つ目の御質問でございます。過去の円借款「アブダ・ドウカラ灌漑計画」での低く抑えた水料金による節水意識が浸透しなかった事態は、現時点では解消されているのか。また、その場合、どのようにして節水意識を浸透させることに成功したのかといった御質問でした。

アブダ・ドウカラ円借款の完了以降、モロッコ側実施機関の普及員が農家を巡回し、必要に応じてホースなど節水灌漑機材を提供しつつ、農家に節水意識とコスト意識が浸透するための指導を根気強く続けました。その結果、実際のコストを反映した水道料金を農家の理解の下で設定できたため、細かい節水意識が浸透したと考えております。

続きまして、宮本委員からの3つ目の御質問でございます。過去の技術協力「アブダ・ドウカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」につきまして、干ばつ期における水生産性確保のシステム、ならびに水組合の予算確保と農家の組合費支払いを確実にする方法について、具体的にはどのような仕組みなのか。また、この2つの仕組みは、現時点ではアブダ・ドウカラでは実現できているのかという御質問をいただきました。

まず、水生産性確保のシステムですが、こちらは点滴灌漑施設の整備と技術の普及を図り、干ばつ時であっても一定の農業生産性を確保する取組であり、実際に、アブダ・ドウカラ地域での干ばつ時であっても、一定の水供給が確保され、農業活動が継続できていたことを確認しております。

また、2つ目の水利組合の予算確保と農家の組合費支払いを確実にする方法でございますが、こちらにつきましては、水利組合の予算の一部は農家の組合費であることから、農家の組合費確保のため、点滴灌漑の推進による生産性の向上や高収益作物の導入を通じ、農家の収入の向上を図る取組でございます。点滴灌漑を導入する前と比べまして、導入した後の2019年の時点では、事業対象地において農家の売上高が

65%以上向上し、農家による組合費の支払率も約30%だったものが90%以上に改善していることを確認しています。

駆け足となりましたが、以上になります。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば、発言をお願いいたします。

松本委員、お願いします。

○ 松本委員 灌漑は本当にマネジメントが難しいという理解でいて、この段階では多分こうやって調査をするということに特に異論はないです。

1点、教えてほしいのは、新規ではなく既に節水型ではないものもある場所があるというような中で、これまで既にしっかりと水利組合が出来上がって信頼関係があるのか、それとも既存の水利組合が実はあまりうまくいっていないところに節水を持ち込むのかでちょっと違うかな、あるいは水利組合に払う料金が節水意識のほう安くなるのか、こういうことで多分、この事業がうまくいくか、いかないかというところに影響があると思うのですけれど、もし御存じであれば教えていただきたいのです。現状において既に灌漑があるところの水利組合がうまくいっているのか、それから、料金はこれによって安くなるのか、その部分について、もし分かれば教えていただきたいです。

○ 弓削座長 委員の方からほかに御質問はありますか。よろしいですか。

では、お答えをお願いします。

○ 説明者 松本委員、ありがとうございます。

既存の灌漑施設というのは、かなり昔、もう少し南のほうの水源から取水している灌漑施設であります。こちらは老朽化などもあり現在は使用されておらず天水農業が行われているということで聞いております。水利組合ではうまくいっているのかといいますと、さらにこれは調査で確認と思っておりますがモロッコ側からは少なくとも灌漑施設が使用されていた際は、水利組合が存在していたと聞いております。当組合が引き続き機能するかどうかについて、協力準備調査で確認することとしたいと思いません。

また、2点目のご質問、こちらは水利組合に支払う料金でございます。必ずしも安くすることによって、人々が水を大事に使うようになるわけではなく、むしろ高い水道料金の方が節水意識を高めるケースもあるかと思えます。また、低い料金によって農家の節水意識が向上するものではないという既往案件の教訓を踏まえまして、協力

準備調査を通じて、適切な水利用料金を先方政府とも協議していきたいと考えます。

- 松本委員 分かりました。
- 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

この灌漑開発計画では、農業収益が増加することが想定されているのと同時に、環境面や社会面での影響も複雑であるということが説明されました。このことを踏まえて、無駄な水の使用の軽減、節水を含む農家による水資源の管理が効果的に行われるための対策を取っていただくということによりよろしくお願いいたします。

それでは、この案件を終了して、次に移ります。

2 その他

JICA が管理する無償資金協力支払前資金にかかる対応

- 弓削座長 次は、昨年12月の第60回会議に続き、JICAが管理する無償資金協力支払前資金を扱います。事務局から委員の皆様へ連絡がありましたとおり、本日議題として扱わせていただきます。まずは外務省から説明をお願いいたします。

- 山崎課長 外務省の開発協力総括課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

無償資金協力の支払前資金について、その概要と問題の所在、また、改善策につきましては、昨年12月の適正会議で説明をさせていただきましたので、その点については、今回割愛させていただきます。昨年12月に改善策を説明させていただいたときに、その後の進捗状況について御報告をさせていただくことになっておりましたので、今回、改善策を取った後の進捗状況について御説明いたします。

改善策を発表したときに、併せて、支払前資金を100億円規模で減らすことを目指すということを述べさせていただきました。改善策を発表した後、実施中の無償資金協力の全案件、約300件について網羅的な検討を行いまして、また、各案件の早期かつ円滑な実施を進めた結果、支払前資金の総額は、2020年度末の約1960億円から2021年度末の時点で1783億円となり、177億円の減額となりました。この中には進捗の見通しが立たないと判断された事業の中止等による約70億円の国庫返納も含まれております。

また、この支払前資金の透明性の観点ですけれども、これまでは利息分を含めた支払前資金の額をJICAの財務諸表に掲載する形で情報開示をしてきましたが、今後は、この適正会議の場においても現状を御報告するようにしたいと思います。

また、個別の事業の進捗状況についての透明性ですけれども、JICAのホームページのODA見える化サイトで各案件の進捗状況について、これまでは実施中、または完了のみを記しておりましたけれども、この改善策を取って以降、進捗状況について、一時中断中のカテゴリーを設けるようにしています。また、新規案件の資金の供与起源についても情報開示をするなどの取組によって透明性を高めていきたいと思っています。

今後とも、この改善策を継続的に実施し、また、関係者が迅速かつ円滑な実施を常に心がけ、また、被援助国の関係者とも問題意識を共有し、これらによって支払前資金の減額に取り組んでいきたいと思っています。それによって、無償資金協力の資金の適正かつ効率的な執行に引き続き一層努めていきたいと思っています。

以上です。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

説明者からの説明について、御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

宮本委員、お願いします。

- 宮本委員 この支払前資金の透明性を担保するための改善策ですが、例えば外務省さんがベンチマークするようなモデル国はあるのでしょうか。というのは、デジタル庁さんが今盛んにデジタル化ということでやられていますが、たしかデンマークをベンチマークにされている話を聞いたことがあるのです。その辺はいかがでしょうか。

以上です。

- 弓削座長 では、続けて、松本委員、よろしくお願いします。

- 松本委員 具体的にどうやって削減の案件が決まったとか、もちろんそこはすごく重要だと思うのですが、ただ、この場所でそれをつぶさに議論するというだけでもないと思いますので、御報告については、なるほどこういう方向かということで分かりましたし、今後も財務諸表だけではなくて、この場で御報告をいただけるということなので、大変よろしいかなと思いました。

一方で、ちょっと伺いたかったのは、これは財務省のほうの審議会で出てきた話ですけれども、全体の割合です。1900億に対しては177億の削減であった、10分の1もなかったことについて、精査してみた結果、10分の1にも満たなかったことについて、こういうことだからそのぐらいなのですよという、もちろん積み上げなので、そういう根拠があるのは分かりますけれども、その辺をお伺いしたい。

さらに言うと、国庫返納の話、70億円であったということで、国庫返納と国庫返納でないものというのは、どのような分け方であったのかということについて、簡単

で結構ですので、御説明いただけるとありがたいです。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、お二人の委員の質問に対しての答えをよろしくお願いします。

○ 山崎課長 ありがとうございます。

まず、宮本委員から御質問のあったベンチマークをするような国があるかどうかです。結論を言うと、ベンチマークとして参照した国というのは今のところございません。それぞれの援助機関の実施の仕方やメカニズムが違うと思えますけれども、この仕組み自体はJICAが実施する無償資金協力の資金、国際約束で合意した上で、外務省からJICAに交付をされて、JICAが先方政府にその資金を支払うまでの間、JICA法に基づいて案件ごとにJICAが管理しているという独自の仕組みの資金でございます。

JICAが管理しているお金の中には、当初想定されていた事業期間を超えて支払いが行われていないもの、いわゆる遅延した案件の資金が含まれています。遅延している理由というのはいろいろあるのですけれども、先方政府の手続の遅延とか、あるいは治安の影響とか、最近では新型コロナの影響があって遅延しています。

松本委員の質問にも関連していきますけれども、当初想定された事業の期間内に行われているものというのもあります。当初想定された事業の期間を超えて事業の実施が長引いていたというのと、2つあるのだと思います。

松本委員の御質問の中で、割合として10分の1にも満たないのは割合として低いのではないかと御指摘でございましたけれども、まず、問題としなければいけないのは、当初想定した事業期間を超えて遅延している案件を問題視しなければいけないだろうと思っています。

そういう意味では、2020年度末の時点での支払前資金、我々が見直した支払前資金ですけれども、それが1960億円ありました。その中で、1215億円は当初想定した事業で進めている事業、またはプロジェクト自体は終わっているけれども、1年後に行われる最終的な瑕疵検査待ちの事業のための資金として残ってJICAが管理しているものでございます。なので、1960億円のうちの1215億円というのはJICAが管理していて、適正に行われているものです。

他方で、残る約744億円、これは2020年度末の数字ですけれども、それは政治的な困難とか治安の悪化とか、先方政府の手続の遅延とかで事業の実施が遅れている案件、コロナの影響というものでございます。なので、遅れてしまっている案件を何とかしなければいけない。また、事業期間内の事業についても改善策を発表させていただきましたけれども、全ての案件に当てはめて、その進捗を促進していく。

その改善策というと、去年説明したものですけれども、3つのクライテリアで見直

す仕組みになっていて、一つは閣議決定の翌年度末までに交換公文・贈与契約を結べなかった案件、2つ目は贈与契約が定める資金供与期限を越えた案件、3つ目は、決定から5年が経過している案件で、かつ具体的な案件についての見通しが立っていないもの、これらを対象に見直していく。

その結果、国家返納のほか、案件の実施の促進もあり支払前資金が削減されました。国庫返納は先方政府との協議の必要がございます、中断したのもあれば、まだ引き続き調整中のものもございます。そのやり取りの結果、国庫返納ができたのは約70億円でございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。
道傳委員、よろしくお願いします。

○ 道傳委員 御説明ありがとうございました。

2つありまして、一時中断中となっている案件の中には、例えばどういうものがあるのかということが一つです。

あと、中断中の事業が実施されることになったときには、一時中断中という表記が、JICAの見える化サイトから消えるということなのですか。

○ 山崎課長 ありがとうございます。

分かりやすいのは、遅れましたけれども、事業の進捗があった案件の例として、例えば、免税を確保するために手続の調整に時間を要していたものです。交換公文の締結が遅れていましたけれども、先方政府に働きかけた結果、事業が再開したり、免税の調整がちゃんとクリアされるというものがあったり、また、新型コロナの感染の拡大によって工事が中断したものもありました。事業を実施している国への渡航制限で事業が遅れていたのだけれども、現地の状況を踏まえて事業を再開できるようになったものもあります。また、事業の実施が中断しているときには、見える化サイトで一時中断中と掲載されますけれども、事業が回るようになった時点で、リアルタイムかどうかは別ですけれども、実施中という表示になります。案件自体が消えるわけではないです。

○ 弓削座長 よろしいでしょうか。ほかに質問はありますかでしょうか。
植野局長、お願いします。

○ 植野局長 今の山崎課長の説明をちょっとだけ補足しますと、全体として無償資金協力予算の執行に問題があるという御指摘は非常に重く受けとめていまして、我々としても真剣に状況を改善しなくてはいけないということで、いろいろ努力した結果が、

今御報告したとおりです。

それを申し上げた上で、2点ばかり申し上げますと、一つは、先ほど山崎課長の説明にもありましたけれども、JICAが管理している資金が年度末の3月31日を超えて存在するということが、案件の想定される事業実施期間を24か月とか設定されているものもありますし、それから特に建物を造ったりする案件であれば、これも今説明がありましたけれども、きちんとできても、1年ぐらいは例えば雨季と乾季と両方を見てみて、問題がないということを確認した上で清算の手続に入るので、1960億円の全部が全部ものすごく問題だと言われると、必ずしもそうではないのですけれどもというのはもともとあって、それが我々の主張では1200億円分ある。

したがって、本当に筋の悪い金額というのは、先ほど言った744億で、これが指摘されたのは去年の10月で、私どもが改善策を取りますと御説明したのは11月だと思います。11月にそれを表明して、それから本当に全案件のチェックをして、相手国政府にも働きかけたし、事業を実施して下さっている日本の建設会社とか商社の方とかにもいろいろお願いをしましたということで、2021年の年度末は、それから4か月しかたっていないわけで、それで170億円かを削減したというのは、我々からすると相当汗をかいたというつもりでございますというのが一つです。

もう一つ言いたいのは、これは決して日本の国内だけで解決する案件ではないので、相手が必ずいる話なので、我々から見ると相手方に、先ほどの話で、免税でやってくれと約束したのに何で免税手続を取ってくれないのとか、言いたいことはあるのですけれども、相手側には言い分があって、お互いの合意の上で進める事業なので、どうしてもなかなか思うように進まない部分もある。

そういう中であって、例えば治安が悪くなって、しばらく状況が改善するのを見ていたけれども、治安が改善する見込みが全然ないよねと、だから、一旦この案件は打ち切って、お金を1回返してもらって、治安がよくなったら、また考えるからということで相手国を説得して、案件の中止に持ち込めたものが70億円分あったという、これが4か月の成果です。

もちろんこれからもずっとそういうことをやっていくということなので、2022年度末になったときに、この数字がどれくらい減っているかということはお約束できませんけれども、問題意識は持ってきちんと努力は続けていきます。

その努力をしているかどうかというのは、皆さんを含めて納税者の方からも見ていただけるように、先ほど申し上げた見える化サイトでの情報の提供ですとか、あと、案件の終了時期、今、この案件は何年何月に終わるという見込みでやっていますということをあらかじめお伝えした上で、それでも終わらなければ中断するのか、あるいは延長するのかという相談を相手とすることが分かるようにするというようなので、まさに適正会議において、こうやって定期的に報告させていただくことで、委員の皆様を代表とする納税者の皆さんからの厳しいチェックの目に耐えられるように

努力を続けていくということですので、引き続き叱咤激励をいただければと思います。

以上でございます。

- 弓削座長 追加の御説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 御説明ありがとうございました。

そういうことであれば、やはりこの資料が、私は少なくとも744億円を分母に考えられるような書き方にさせていただいたほうが誤解がないなと思っていました、これで見ると、どうしても1960億から177億と見てしまっていて、今の植野局長や山崎課長がおっしゃったような様々な精査の活動が資料上見えてこない。もちろん今日のこの議事録が残ることによって説明責任という意味では、ある程度クリアできるものがあるのですが、でも、やはり時間のない人は、このパワーポイントを見て判断しますので、できれば、そこをもうちょっと書き込んだつくりのほうが、誤解がなくていいかなと思いました。

- 植野局長 財政の論理からすると、形式的に年度末を越えてJICAが持っているお金は1960億でしょうと、その中で1200億円はしょうがないのだというのは、あなたたちの立場であって、厳然たる事実は1960億ではないかと、なかなか胸を張って、問題なのは744億円だけなのですよと言いたいところはあるのですが、確かに、この点はちゃんと財務省とも協議した上で掲示しておりますので、そこら辺は御理解いただければと思うところもある反面、できるだけ今の御指摘も踏まえて、次回以降、さらに工夫をしていきたいと思っております。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

この支払前資金についての進捗状況を大変御丁寧に説明していただき、どうもありがとうございます。重要課題として真剣に取り組まれていらっしゃる事が分かりました。昨年11月に発表された改善策にしっかり取り組んでこられ、案件の中止や事業の促進などによって支払前資金が削減されたこと、それから、進捗状況についての情報開示も実施されたということをお報告いただき、本当にありがとうございました。

今後も改善策を実施していただくと同時に、事業の実施管理体制も強化することに引き続き取り組まれることに期待いたします。

それでは、この案件については、これで終了いたします。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 事務局から連絡事項について発言をお願いいたします。
- 事務局 次回の会議は、申し合わせどおり、8月30日火曜日に開催予定です。よろしくをお願いいたします。
- 弓削座長 以上をもって、第63回「開発協力適正会議」を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

1. インドネシア「ジャカルタ首都圏総合洪水対策計画」(有償資金協力)

<西田委員>

(1)ジャカルタの洪水問題はかねてからの課題であったと思いますが、なぜ今になって総合洪水対策計画に着手するようになったのでしょうか。既存の洪水対策マスタープランは何年前に誰(の支援)によって策定されたものか、それがなぜ機能しなかったのかと併せてお知らせいただけますか。

(2)PUPR 大臣が既存の洪水対策マスタープランのレビュー及び優先事業の検討を JICA に依頼した経緯および理由をお知らせいただけますか。

(3)「期待される開発効果」には 100 年に 1 度の確立規模の洪水に対する評価しか記載されていません。5 年に 1 度規模で発生している近年の大規模洪水による浸水被害・死傷者・避難者数ほどの程度削減される見込みなのでしょうか。また計画実施による経済効果はどう見積もられているのでしょうか。2024 年から予定される同国首都の移転の影響は考慮されているのかを含め、ご教示ください。

(4)「環境社会配慮カテゴリ」は B と評価されていますが、首都圏全体を対象とした本案件は規模も大きく、住民移転も示唆されています。また、本案件の対象外かもしれませんが、ジャカルタ湾に流入する水の水質も気になるところ、評価理由をお知らせください。

<松本委員>

本計画は、地盤沈下や都市計画(人口移動)に係る洪水要因には手を付けず、排水と調整池を中心にしているように読める。せっかく円借款で支援しても、更なる地盤沈下や人口移動によって、これらの対策の効果が長続きしない懸念はないのか。開発効果は、気候変動や地盤沈下、人口集積などの激化を考慮した上でのものか。排水や調整池だけではなく、産業や人口の集積問題と絡めなければ十分な効果が得られないのではないか。ご見解を伺いたい。

<宮本委員>

(1)本案件は用地取得があるのか。用地取得前提の場合、取得対象面積、対象地域から移転を求められる住民の方々は何人を想定しているのか、丁寧なプロセスが構築されるものと了解するが、案件進捗の時間軸の中で概要をご説明いただきたい。

(2)本案件の運営・維持管理体制は「DGWRを想定」と記載あるが、現時点では明確に決まっていないということか。

(3)「中期対外借入計画2020～2024」のインドネシア国内における位置づけについて、1)この借入計画に組み入れられることは具体的に何を意味するのか、2)借入計画策定頻度は5年ごと

なのか、3)本案件も計画期中で追加的に織り込まれたものと了解したが期中見直しの基準について概要で結構なのでご説明いただきたい。

<弓削座長>

(1)計画内容には4つの地域での洪水対策が含まれているが、それに伴って必要となる住民の移転はどれほどの規模が想定されているのか、またその実施計画についても教えて下さい。

(2)「ジャカルタ特別州及び周辺地区に居住する約 3,000 万人への貢献」が開発効果として期待されるとのことだが、「期待される貢献」の具体的な内容を教えて下さい。

<竹原委員>

人口密集地域であるインドネシア首都圏で、台風や豪雨等に起因する災害がもたらす社会経済的な損失を防止するため、洪水対策を実施することは、極めて重要であると思います。

地下放水路建設をはじめとする大規模プロジェクトであります。気候変動を一因とする記録的な豪雨が頻発する昨今、必要十分な対策を打つことは、徐々に難しくなっているのではないかと思います。

この種の重要プロジェクトは、温室効果ガス削減に向けた取組みと併せて実施すべきであると考えますが、インドネシア政府との間で、関連する議論を行っているのかお聞かせください。

<田辺委員>

(1)JICA のマスタープラン調査を受けて、「ジャボデタベック地区における既存の洪水対策マスタープランのレビュー及び優先事業の検討」が協力準備調査の対象となった経緯・理由を教えてください。

(2)30km の地下放水路建設にあたって、地上の土地買収の必要性、住民移転の規模を教えてください。

(3)本事業がカテゴリ A でない理由を教えてください。協力準備調査の中では個別事業の F/S 調査は実施されない予定か。

<道傳委員>

(1)洪水対策が喫緊の課題となっているジャカルタの現状は、行き過ぎた都市化、地下水のくみ上げなどにも起因している。日本はジャカルタはじめ東南アジアの都市計画のマスタープラン策定の支援でも実績がある。ジャカルタの都市計画のマスタープラン策定支援では、日本はどのような支援を行い、課題解決にはどのような困難が指摘されてきたのか。

(2)「インドネシアは日本にとって戦略的なパートナーであり関係強化は FOIP を推進する上でも極めて重要」であるが、インドネシアは 11 月の G20 サミットに(ウクライナに加え)ロシア招待の意思も示していることは、FOIP 推進にとってどのようなチャレンジとなるのか。

(3) 移転法案が可決し、ヌサンタラへの都市機能移転は、ジャカルタが抱える課題解決にどの程度貢献するとされているのでしょうか。

2. タイ「先端科学技術研究能力強化・人材育成計画」(有償資金協力)

<松本委員>

こうした先端科学技術も ODA の対象にするとすると、「開発」協力は所得水準の低い状態からの発展というよりは、際限なく続くより良い状態を目指す開発全てを対象とすることになってしまうのではないかと。高度先端技術を ODA で支援する妥当性について外務省の見解を伺いたい。

<宮本委員>

(1) 第3世代放射光施設の軍事転用の懸念はないのか。軍事転用の懸念あるとするならば、それを阻止する対応案はどうなっているのかご説明いただきたい。

(2) 第三世代放射光施設の管理・運用体制はどうなるのか。既存の第二世代放射光施設に設置されるのか、人員含めた陣容等ご説明いただきたい。

(3) 「第12次国家経済社会開発計画(2017-2021)」の効果をご説明いただきたい。また、日・タイの学術・産業界の連携の具体例をご説明いただきたい。

<弓削座長>

(1) 本案件は「製品開発等の産業利用も含め領域横断的に研究開発を支えるものである」とあるが、どのような産業や製品開発に役立つのか具体的に教えていただけますか。

(2) この案件を進める上での、産官学の各アクターの役割、および三者協力の在り方をどのように想定していらっしゃいますか。

(3) 期待される開発効果として「放射光施設を活用した研究による国際論文発表数」の増加が挙げられているが、ある国の国際論文発表数の増減を ODA 事業による開発効果の指標とした例があればお示しください。

<竹原委員>

タイの科学技術振興はもとより、日タイの研究開発における将来の連携に資する意義深い案件であると思います。

EEC におけるイノベーション特区の整備の進捗は、コロナ等の影響で遅延しているのではないかとと思いますが、

現状をお聞かせください。また、必要とされる人材の確保に向けた計画についてお教えてください。

<田辺委員>

DAC の ODA 供与基準所得とタイの卒業見通しを教えてください。

<道傳委員>

(1) ASEAN 諸国、周辺国では必ずしも科学技術の研究、発展は一様ではない。タイを拠点に、高度な先端科学技術の研究能力強化、人材育成を行うことは、具体的に ASEAN を含む周辺国にとってどのように裨益することが期待されるのか。

(2) タイは日本と歴史的なつながりも深く、日本企業も多く進出し、サプライチェーンの重要な一角を占めている。一方で 2014 年に軍事クーデターで政権が誕生して以来、軍と関係の深い政権が続いており、FOIP が民主主義や人権といった「価値」を共有する枠組みであるとすれば、必ずしもそうした「価値」を共有しているとは言えないという指摘もある。そうした中で日本のタイ外交はどのように構築されるべきでしょうか。

<西田委員>

(1) 本案件にて提供する先端科学技術研究能力は、日本の研究開発分野の研究力および産業競争力に対し、中長期的にどのような影響を及ぼすものと評価されているのでしょうか。放射光技術は既に第 4 世代に入っているとはいえ、日本の有する先端技術を他国に供与することの基本的な考え方をお知らせください。

(2) 放射光技術を通じた研究開発は軍事にも応用が可能なのではないのでしょうか。タイ国あるいは第三国が、提供された技術を用いて軍事技術開発を行う可能性についてどのようにお考えですか。

3. スリランカ「感染性廃棄物管理改善計画」(無償資金協力)

<宮本委員>

(1) 今回機材供与を予定している医療機関の数はどうなっているのか。現時点でのスリランカ全体の医療機関の何%程度に相当するのか、また、当該機材供与により、感染性廃棄物の無害化処理比率が同国全体でどれくらい改善するのかご説明いただきたい。

(2) 運営・維持管理は各医療施設が担い、保険省が維持管理費を配分するとしているが、運営・維持管理の責任は、誰が担うのかご説明いただきたい。

(3) 感染症(予防、減少)はどうなっているのか。現在実施中の「新型コロナウイルス対応強化プロジェクト」 「 Sri Lanka Preparedness & Response Plan COVID 19 」(2020 年 4 月)の内容、進捗状況をご説明いただきたい。

<弓削座長>

本計画では「感染性廃棄物処理能力が不足している医療機関に対し、適切設備を更新・新規導入する」とあるが、支援対象として想定される医療機関の数と種類について教えて下さい。(別添資料1に示されているのが対象医療機関でしょうか?)

<竹原委員>

現在、政治・経済の混乱により、スリランカの情勢は必ずしも安定しているとは言えないと感じております。

本案件が安全かつ円滑に実施できるのか、現状分析と将来見通しについて、お聞かせください。

<田辺委員>

(1)スリランカは5月に建国以来初のデフォルトに陥ったが、円借款の供与残高と今後の対処方針を教えてください。

(2)食糧危機の深刻化や医療崩壊が指摘される中、無償資金協力のニーズについて変化はないのか。本案件が引き続き優先度が高い理由を教えてください。

<道傳委員>

(1)スリランカは5月現在、首相辞任、公邸脱出の事態となり、破綻国家として国家が機能しなくなることも懸念されている。政情不安によって、支援の実施はどのような制約を受けることが懸念されるのかご教示ください。

(2)東南アジア、南アジアにおいて、中国やロシア、アメリカ、日本などそれぞれとの関係構築に腐心する国の一つがスリランカである。経済・社会状況の悪化に加え、政治的な状況も悪化する中、本案件のように保健分野のキャパシティビルディングであり、日本が柱とする人間の安全保障に資する支援でもあり、時宜を得た支援を実施することに外交的意義を見出そうとする際に、相手国政府やカウンターパートに伝えるべきことは何か。

<西田委員>

(1)スリランカの混乱については報道でも聞かれるところですが、外務省・JICAの状況分析と今後の見通しについてお聞かせください。また、実施中の本邦協力案件などへの影響も併せてご教示ください。

(2)スリランカの混乱に対して、日本との比較において主要国はどのような対応を取っているかご教示ください。

<松本委員>

現在スリランカは財政状況が悪化し、電力不足による停電や燃料費の高騰が大きな問題となっていると理解している。そうした状況で、本事業の運営は適切に行うことができるのか確認したい。

4. モロッコ「ガルブ地域灌漑開発計画」(有償資金協力)

<弓削座長>

(1)モロッコの「国家飲料水供給・灌漑プログラム 2020-2027」においてガルブ地域は灌漑開発の優先地域とされているとのことですが、他にも優先地域とされている場所はあるのでしょうか。もし、そうであれば、その中でガルブ地域が支援の対象地域とされた理由を教えてください。

(2)期待される開発効果として「農家約 3,600 世帯約 1.5 万人が直接裨益する」とのことですが、どの程度の収入増が期待されるのかという想定、試算はありますか。

<竹原委員>

ロシアのウクライナ侵略により、世界の小麦の需給バランスが崩れ、主食等で多く消費する諸国・地域が大きな影響を受けております。

ある統計によれば、モロッコもロシアやウクライナから多くの小麦を輸入しており、今後が懸念されるどころです。

その意味で、本案件は、食料自給の観点からも重要な意味を持つと思います。

モロッコの各種作物の栽培農家が裨益する本案件を、今回の地政学的事変を勘案し、例えば、主要穀物の生産により効果が期待できるよう見直すなどのお考えはおありでしょうか。

<田辺委員>

灌漑施設の改修(約 10,000ha)・新設(約 20,000ha)とのことだが、水使用量はトータルで増加することになる。限られた水資源への圧力の高まりが懸念される中、本地域には水利用の余力は十分に残っているのか。

<道傳委員>

環境社会配慮カテゴリが A に分類される根拠をご教示ください。

<西田委員>

「環境社会配慮カテゴリ分類」が A であることについて、具体的にはどのような影響があると見込まれているのか評価をお知らせください。

<松本委員>

(1)地方部では人口の 80%が農業により収入を得ているとあるが、水産業の割合はどのくらいか教えて頂きたい。

(2)節水灌漑設備がどのような設備かご教示頂きたい。シリアの報告書(2012)によれば、「灌漑面で節水を進めるアプローチとしては、“外的強制力による統制あるいは規制”に基づく方策、と“農家自身の主体的行動による無駄水の軽減あるいは節水が可能となるような環境整備”に向け

た方策、の2種類に大別される。前者だけの方策で節水を進めるのが困難なことは、これまでのシリアの実態からも明らかである」と書かれている。この点はモロッコの計画ではどのように国府記できると考えているか。

(3)環境社会配慮カテゴリAだが、どの程度の住民が影響を受けると考えられるのか。

<宮本委員>

(1)本案件により、節水灌漑整備が10,000haから30,000haへ拡大するとあるが、「国家飲料水供給・灌漑プログラム2020～2027」で設定した2030年までに全灌漑農地を60%に到達させる中で、本案件がどれくらいの比率を占めるものかご説明いただきたい。

(2)過去の円借款「アブダ・ドウカラ灌漑計画」での低く抑えた水料金による節水意識が浸透しなかった事態は、現時点では解消されているのか。また、解消されている場合、どのようにして節水意識を浸透させることに成功したのか、改善のポイントについても、ご説明いただきたい。

(3)過去の技術協力「アブダ・ドウカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」における、干ばつ期における1)一定の水生産性確保のシステム、ならびに2)水組合の予算確保と農家の組合費支払いを確実にする方法について、具体的にはどのような仕組みなのかご説明いただきたい。また、この二つの仕組みは、現時点ではアブダ・ドウカラでは実現できているのかも併せてご説明いただきたい。